

Ⅱ 伝沖ノ島出土とされる返納品について

福岡 真貴子 宗像大社文化局

宗像大社が所蔵する国宝沖ノ島祭祀遺跡出土品（正式指定名称「国宝 福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品」）は、宗像大社の神体島沖ノ島（福岡県宗像市）で4世紀後半から9世紀にかけて行われた国家的祭祀の奉獻品とされる約8万点の品々である。

本国宝は、宗像大社復興期成会が復興事業の一環で昭和29（1954）～46（1971）年に実施した3次の学術調査時の出土品と、学術調査時以外に島内で不時発見され島で保管されたのち諸事情で宗像大社^{つづ}津宮（福岡県宗像市田島）へ移され保管してきた伝世品からなり、宗像三女神信仰や三女神を奉斎した古代豪族宗像氏の歩みを解き明かすものとして、また、わが国固有の信仰はもちろん古代の国づくりや対外交流において歴史的・美術的価値をもつものとして、学術的に高く評価されている。

一方で、本国宝のほかにも、沖ノ島祭祀遺跡出土品と伝えられる資料が存在する。それらは、神体島の禁忌を無視した沖ノ島からの持ち出し行為により、島外へ流出した遺物である。

古来神の島への深い信仰から手つかずのまま永く神聖性が保たれてきた沖ノ島だったが、日露戦争開戦後もない明治37（1904）年4月、沖ノ島一ノ岳山頂に望楼（物見やぐら）および灯竿（灯台）が建設されて以降、時勢の推移にともない、島内に軍事や漁業にかかわる施設が加わった⁽¹⁾。尊く冒しがたい神聖な島に他者が立ち入り土地を開発することは信仰の尊厳を損なうことにつながるかもしれない。宗像大社は施設設置の度に、海水での禊をはじめ不浄汚物（唾、大小便など）の島内放棄や草木土石の持ち帰りの禁止など、信仰の保全を訴える条件を関係部局に提示し、時には抵抗しつつ⁽²⁾、国防のため、漁業者の安全・休息確保のために建設を許可した。やむを得ないこととして容認したのである。そのような状況の中、陸海軍部隊が島に駐屯した昭和10年代や、昭和26（1951）年から約20年行われた港湾工

事など、神職以外の者の往来が激しくなった時期に、島外への遺物流出があったとみられる⁽³⁾。

遺物流出の詳細は不明だが、のちに、個人蔵あるいは博物館所蔵の情報を得て、宗像大社が所在を確認した事例⁽⁴⁾もある。宗像大社はそれらを「流出品」として位置づけ、情報の収集や学術的な分析・検討を行っている。他方で、宗像大社には、沖ノ島から持ち出されたのち同社へ返納された資料もあり「返納品」と設定し所蔵している。返納品は、国宝沖ノ島祭祀遺跡出土品の関連品という位置づけで、本国宝と区別し管理している⁽⁵⁾。

令和6（2024）年3月に宗像大社が刊行、同年10月に文化庁が認定した、国宝考古部門初となる保存活用計画書『国宝 福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 伝福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品 保存活用計画』では、本国宝に関連する流出品と返納品の取り扱いを具体的に定めている。本国宝の「保存・管理」や「調査研究」を述べた箇所では、流出品と返納品は台帳化されるべきもの、整理・調査研究の対象とすべきものとして取り上げられている。また、本国宝の「調査研究」の方法の箇所では、流出品・返納品ともに、出土（採集）状況の記録類が残されておらず、沖ノ島出土と判断できる直接的根拠を欠いているため、資料の現状を維持しつつ、個々の資料の評価、本国宝との比較等を経て沖ノ島祭祀遺跡との関係を検討するといった慎重な対応を含む学術的な裏付けのための調査研究を行うこととしている。

さて、令和7年度に国宝部会が調査し、本稿で報告する返納品は、前述の港湾工事の際に、工事に携わった作業員が島内で拾い持ち帰ったとされ、平成22（2010）年に宗像大社へ返納された資料である。これらは、昭和35（1960）年頃より以前に島外へ持ち出されたとされる。鏡、甲冑をはじめとする金属製品、滑石製品、貝製品等からなり、大変重要かつ貴重な製品、沖ノ島祭祀遺跡出土品特有の製品を含

むことから、宗像大社は、これらを沖ノ島祭祀の重要性を改めて示す新たな資料として捉え、関係部局で共有し、有意義な形で整理、調査する機会を模索してきた。本稿では、国宝部会の4名の研究者により、図面など返納品の基礎データならびに所見をまとめていただいた。

註

- (1) 灯台、砲台や漁港等の諸施設の仔細は次に詳しい（宗像神社復興期成会編 1961『宗像神社史』上巻 宗像神社復興期成会174～183頁、宗像大社復興期成会編 1976『宗像大社昭和造営誌』宗像大社復興期成会149～154頁）。
- (2) 昭和12（1937）年沖ノ島砲台設置の際、宗像神社（現宗像大社）と氏子らが灯台着工の直前まで抵抗活動を行っている（新修宗像市史編集委員会編 2022『新修宗像市史 いくさと人びと』635～639頁 宗像市）。
- (3) 沖ノ島学術調査開始の目的・理由は、由緒解明を目指す神社史編纂による動きと、沖ノ島港湾工事関係者による祭祀遺跡の散乱・遺物盗難からの保護であったことが知られている。第一次学術調査報告書『沖ノ島』の序文の記述などから、宗像大社および同社関係者が、港湾工事関係者による島外への遺物持ち出しをかなり案じていた様子がうかがえる（宗像神社復興期成会編 1958『沖ノ島』宗像神社復興期成会 1頁、宗像神社復興期成会編 1961『宗像神社史』上巻 宗像神社復興期成会 74頁、小田富士雄 1988「一 祭祀遺跡沖ノ島の歴史的位置」『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館 11頁）。
- (4) 個人蔵の馬具・装飾大刀・金銅製鈴、山形県致道博物館寄託の銅矛、大英博物館蔵の画文帯同向式神獸鏡・変形獸帯画像鏡がある（重住真貴子 2005「上原孝夫氏所蔵沖ノ島出土品について」『宗像大社神宝館報』2 宗像大社神宝館、宗像大社復興期成会編 1979『宗像沖ノ島』、重住真貴子・水野敏典・森下章司 2010「沖ノ島出土鏡の再検討」『考古学資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』奈良県立橿原考古学研究所）。
- (5) 「流出品」のうち、第3次沖ノ島学術調査時に所在を確認し、同調査報告書で新出資料として公表した個

人蔵品は、一部を除き、報告書刊行後、宗像大社へ返納され、沖ノ島出土と判断できる学術的裏付けがあったことから、学術調査出土品とともに国宝に指定されている。当該資料の詳細は宗像大社復興期成会編 1979『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会 515～524頁参照。



写真1 調査風景（河野氏）



写真2 調査風景（辻田氏）



写真3 調査風景（橋本氏・水野氏）

本誌のデータは、本遺産群のデジタル・アーカイブ
「MUNAKATA ARCHIVES」の「宗像研究文献」より
閲覧・ダウンロードできます。
<https://www.munakata-archives.asia/>

沖ノ島研究 第12号

令和8(2026)年7月発行

発行：「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局：福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課)
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

ISBN 978-4-9913533-5-2